北海道　その先の、道へ。北海道　Hokkaido. Expanding Horizons.

北海道ビジネスページ　2024年12月

北海道庁メディアポータルサイト ミササル。

個人住民税の特別徴収手続をお願いします

事業主（給与支払者）は、所得税の源泉徴収と同様に、従業員に代わり毎月の給与から徴収（天引き）した個人住民税を、従業員の住所地の市町村に納入する「特別徴収」を行わなければなりません。道と道内全市町村は、特別徴収を適切に行っている大多数の事業主との間の公平性を確保する観点から、特別徴収の徹底に取り組んでいます。特別徴収を行っていない事業主の皆さまは、至急、市町村への手続きをお願いします。

▶税務課【☎011-204-5061】

「北海道デジタル化相談会2024」を開催します

道では、「北海道デジタル化相談会2024」を開催します。デジタル化による業務改善・効率化やコスト削減などについて、道内IT企業各社がそれぞれの強みを活かし、道内企業の皆さまの相談に応じます。参加費は無料です。
詳細は、右記2次元コードからご確認ください。

開催日及び場所	札幌　2025年1月23日（木）　かでる2・7
	釧路　2025年1月29日（水）　釧路工業技術センター

▶北海道デジタル化相談会2024事務局【☎050-3666-0106】

水資源保全地域内の土地取引行為には事前届出が必要です

道では、北海道の豊かな水資源の恵みを将来の世代においても享受できるよう、全国に先駆けて「北海道水資源の保全に関する条例」を制定しています。条例に基づき指定された水資源保全地域で土地取引行為を行う場合は、契約締結の3カ月前までに、その土地の所在地を管轄する総合振興局・振興局などに届出が必要です。水資源保全地域等の詳細は、右記2次元コードからご確認ください。

▶土地水対策課【☎011-204-5178】

密漁に対する罰則が強化されています

近年、悪質な密漁が問題になっています。ウニ・アワビ・ナマコなどは、容易に採補できることから、密漁の対象とされやすく、組織的かつ広域的な密漁が横行しています。また、資源管理ルールを十分に認識していない一般市民による個人的な消費を目的とした密漁も増加していることから、法律が改正され、罰則が強化されています。密漁は、漁業の生産活動や水産資源に深刻な影響を与える行為です。ルールやマナーを正しく理解し、北海道の豊かな水産資源を守りましょう。

▶漁業管理課【☎011-204-5481】

お問い合わせは▶マークの担当者まで
道庁広報広聴課　☎（011）204-5110

道庁ホームページアドレス
https://www.pref.hokkaido.lg.jp

アクセスページ
北海道の広報　検索

次回の掲載は
2月20日（木）予定です。